

北九州市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土砂災害の恐れのある区域に存する危険住宅の移転等を促進するため、予算の範囲内で助成を行い、もって市民の生命や財産等の安全性を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「住宅」 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限る）を含む。
- 二 「土砂災害警戒区域」 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」という。）第7条に基づき都道府県知事が指定する区域
- 三 「土砂災害特別警戒区域」 土砂災害防止法第9条に基づき都道府県知事が指定する区域
- 四 「災害危険区域」 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に基づき地方公共団体が指定する区域
- 五 「がけ条例適用区域」 福岡県建築基準法施行条例第5条により、建築が制限されている範囲内
- 六 「土砂災害特別警戒区域指定見込み区域」 土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、第三号に掲げる区域に指定される見込みのある区域
- 七 「災害救助法適用区域」 事業着手時点で過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域
- 八 「危険住宅」 がけ地の崩壊等による危険が著しいため、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、がけ条例適用区域のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅（当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。）、又は第三号から第七号までのいずれかに該当する区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、県又は市が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったもの。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。
- 九 「代替住宅」 移転先となる危険住宅に代わる住宅をいう。（ただし、移転先は土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害特別警戒区域指定見込み区域、災害危険区域及びがけ条例適用区域外に限る。）
- 十 「所有者等」 所有者もしくは相続人、又はその同意を得て補助対象事業を行う者をいう。
- 十一 「施工業者等」 所有者等との請負契約、融資に係る契約等により、補助対象事業を行う北九州市内に本店、支店、営業所等を有する法人事業者又は北九州市内の個人事業者（ただし、市内事業者に請負契約又は融資に係る契約等ができない特別な理由があると市長が認める場合は、この限りではない）をいう。
- 十二 「暴力団」 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- 十三 「暴力団員」 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- 十四 「建設等工事」 建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修工事をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- 一 市内にある危険住宅の所有者等であること。
- 二 市税を滞納していないこと。
- 三 暴力団、暴力団員、並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 四 この要綱に基づく補助対象事業について、国、地方公共団体等による他の補助金の交付を受けていないこと。
- 五 国又は地方公共団体でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の各号に掲げる事業のうち、市内にある危険住宅について施工業者等が行う事業とする。(ただし、危険住宅が企業の社宅等である場合を除く。)

- 一 危険住宅除却等事業 危険住宅の除却等を行う事業
 - 二 代替住宅建設等事業 市内の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害特別警戒区域指定見込み区域、災害危険区域及びがけ条例適用区域外において、代替住宅の建設等を行う事業。(移転の対象となる危険住宅に代わる代替住宅の建設については、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること)
- 2 前項各号で規定する補助対象事業は、危険住宅に居住する者の代替住宅への移転及び当該危険住宅の除却を伴うものでなければならない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別に定める補助金交付要領のとおりとする。

(事業の認定申請)

第6条 危険住宅の所有者等は、補助対象事業を行う場合には、あらかじめ別に定める事業認定申請書に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(事業の認定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、事業の認定を行い、その旨を別に定める事業認定通知書により、申請のあった危険住宅の所有者等に通知するものとする。

(認定事業の変更)

第8条 前条の規定による事業の認定を受けた者(以下、「事業認定者」という。)は、事業の内容に変更が生じる場合は、すみやかに別に定める事業認定変更申請書に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、事業の認定変更を決定し、その旨を別に定める事業認定変更通知書により事業認定者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「補助金交付申請者」という。)は、第7条の認定を受けた後に、別に定める補助金交付申請書に関係書類を添えて、市長に申請しなければ

ならない。

- 2 代替住宅建設等事業に伴う前項の申請は、危険住宅除却等事業の完了する年度又は翌年度でなければ行うことができない。

(補助金の交付の決定等)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、その旨を別に定める補助金交付決定通知書により補助金交付申請者に通知するものとする。

- 2 補助金交付申請者は、前項の通知を受けた後に補助対象事業に着手するものとする。
- 3 市長は、第1項の審査により、補助金を交付することが不相当と認めるときは、補助金の不交付を決定し、その理由を付記し、別に定める補助金不交付決定通知書により補助金交付申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

第11条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、補助対象事業の内容に変更が生じる場合は、軽微なものを除き、すみやかに別に定める補助金交付変更申請書に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付変更を決定し、その旨を別に定める補助金交付変更通知書により補助金交付決定者に通知するものとする。
- 3 前条第3項の規定は、前2項について準用する。

(完了実績報告)

第12条 補助金交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、別に定める完了実績報告書に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、補助対象事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の完了実績報告の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、別に定める補助金額確定通知書により補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求及び交付)

第14条 補助金交付決定者は、前条の通知を受け、補助金の交付を請求するときは、別に定める補助金交付請求書に関係書類を添えて、通知で定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、補助金交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助金交付決定者が、次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - 二 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
 - 三 第3条に規定する補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき。
 - 四 その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、施工業者等が、暴力団、暴力団員、並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができるものとする。
 - 3 前2項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。
 - 4 市長は、第1項又は第2項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、別に定める補助金交付決定取消通知書により補助金交付決定者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第16条 補助金交付決定者は、事情により補助対象事業を中止し、又は廃止するときは、すみやかに別に定める補助金交付申請取下げ届を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の届出があったときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。
 - 3 前条第3項及び4項の規定は、前2項の場合について準用する。

(事務の代行)

- 第17条 危険住宅の所有者等は、第6条、第8条、第9条、第11条、第12条に規定する申請等の手続きを、第三者に代行させることができる。
- 2 前項の手続きを代行する場合、危険住宅の所有者等は別に定める申請等事務代行届を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

- 第18条 市長は、第15条及び第16条の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、別に定める補助金返還命令書により、補助金の返還を命ずるものとする。
- 2 補助金交付決定者は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載する期日までに当該補助金を返納しなければならない。

(検査等の実施)

- 第19条 市長は、事業の認定及び補助金の交付に関し、必要に応じて補助対象事業の検査並びに関係機関への照会等を実施することができる。
- 2 市長は、前項の検査等を行った結果、補助対象事業が適切に行われていないと認める場合には、適切に行われるよう補助金交付決定者に指導するものとする。この場合において、補助金交付決定者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。
 - 3 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、第15条第4項の規定を準用し、その旨を補助金交付決定者に通知するものとする。

(書類の整理)

- 第20条 補助金交付決定者は、補助金の用途に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金交付決定を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第21条 補助金の交付に関し必要な事項はこの要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則(昭和41年北九州市規則第27号)に定めるところによる。

(委任)

第22条 この要綱の施行について必要な事項は、都市戦略局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年3月1日から実施する。

附 則(平成29年4月1日改正)

1 この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則(平成30年4月16日改正)

1 この改正は、平成30年4月16日から実施する。

附 則(令和元年5月7日改正)

1 この改正は、令和元年5月7日から実施する。

附 則(令和元年10月9日改正)

1 この改正は、元年10月9日から実施する。

附 則(令和2年5月20日改正)

1 この改正は、令和2年5月20日から実施する。

附 則(令和3年4月1日改正)

1 この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則(令和5年4月1日改正)

1 この改正は、令和5年4月1日から実施する。

附 則(令和6年4月1日改正)

1 この改正は、令和6年4月1日から実施する。